## 訪問介護料金表(令和6年4月1日より)

区	分	提供時間	利用料金	自己負担割合		
				1割	2 割	3 割
身介	体護	20 分以上 30 分未満	2,440 円 /	244 円/回	488 円/回	732 円/回
が 中	心	30 分以上 1 時間未満	3,870 円 /	387 円/回	774 円/回	1,161 円/回
でる	あ 場	1時間以上1時間30分未満	5,670 円 /	567 円/回	1,134 円/回	1,701 円/回
合		1 時間 30 分以上	30 分増すご とに 820 円 を加算	30 分増すごとに 82 円を加算	30 分増すごとに 164 円を加算	30 分増すごとに 246 円を加算
	引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		25 分増すご とに 670 円 を加算	25 分増すごとに 67 円を加算	25 分増すごとに 134 円を加算	25 分増すごとに 201 円を加算
生援が	活助中でる合	20 分以上 45 分未満	1,790 円/	179 円/回	358 円/回	537 円/回
心あ場合		45 分以上	2,200 円/	220 円/回	440円/回	660円/回

その他加算	利用料	利用者負担額	算定回数等	
初回加算	2,000 円	200円 (1割)	初回又は、過去2か	
		400 円(2 割)	月間に利用が無か	
		600円(3割)	った場合に算定	
特定事業所加算Ⅱ	利用料金に対して10%加算します。			
(介護給付の方全員対象)				
介護職員処遇改善加算				
特定処遇改善加算	利用料金に対して 6,3%加算します。			
ベースアップ等加算	利用料金に対して	2,4%加算します。		
夜間(午後6時から午後10時)・早朝(午前6時から午前8時)の加算	時)・早朝(午前6時から午前   「「村村並に外して1回につと20/00元券しより。			
深夜(午後10時から午前 6時)の加算	利用料金に対して	1回につき50%加算します	0	

- ・介護報酬の改定により給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担 額を変 更します。
- ・介護保険限度額を超えた場合は、利用料金全額ご契約者の負担となります。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。